

とどろ

広報

No.586 2020年（令和2年）9月号

Public Relations of TOZAWA

巻頭
記事

令和2年7月豪雨
—戸沢村内の状況—

9
Sep

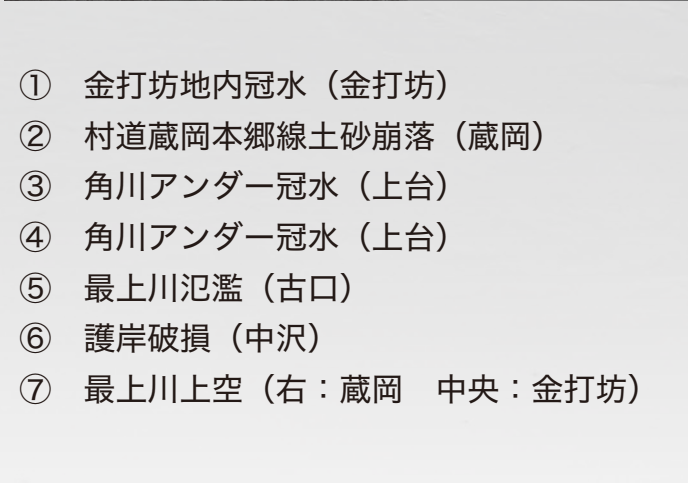
滝つぼで「ハイ、チーズ！」（最上峡）





令和2年7月豪雨

—戸沢村内の状況—



- ① 金打坊地内冠水（金打坊）
- ② 村道蔵岡本郷線土砂崩落（蔵岡）
- ③ 角川アンダー冠水（上台）
- ④ 角川アンダー冠水（上台）
- ⑤ 最上川氾濫（古口）
- ⑥ 護岸破損（中沢）
- ⑦ 最上川上空（右：蔵岡 中央：金打坊）

提供 国際航業株式会社

Japan Asia Group
国際航業株式会社
代表取締役社長 山崎 隆夫

— 7.28 県内各地を襲った豪雨 —

「天災は忘れた頃にやってくる」と申しますが、近年の自然災害とりわけ豪雨災害は、忘れる前にやってくる時代であります。

本村においても例外ではなく、先の平成30年8月豪雨災害から2年を待たずして、またもやこの度、7月に豪雨災害が発生いたしました。

7.28豪雨災害にあっては、中小河川が増水し、堤体を越水する等により、県道・村道・林道等の土砂崩れやそれに伴う通行止めや住居・農地等への冠水被害が多く発生しました。まさに「^{そな}備えあれば^{うれ}憂いなし」で、日頃の減災対策が重要な時代です。特に今回は、最上川の越水による氾濫情報が国の機関よりもたらされ、自ら防災無線による避難指示を村民の皆様にご直接お願いをしたところであります。

今日、ゲリラ豪雨等異常気象が頻発する昨今、私たちを取り巻く自然環境は大きく変化しており、加えてコロナ禍^かの中、同じような災害やそれ以上の事態が起きないとも限りません。「自分の命は、自分で守りましょう！」是非、心がけて実践していただきたいと思います。

戸沢村長 渡部 秀勝

「令和2年7月豪雨災害」被災者向け無料電話法律相談のご案内

本年7月3日から断続的に全国各地を襲った記録的な豪雨では、国内の広範囲に大雨特別警報が発令されるなど、記録的な大雨によって、河川の氾濫、大規模な浸水、土砂崩れ等による甚大な被害が広範囲に及び、国の特定非常災害にも指定されました。

日本弁護士連合会では、この度の豪雨災害に関して災害対策本部を立ち上げ、各地の弁護士会等、さらには各自治体や日本司法支援センター（法テラス）、協定を締結している全国市長会をはじめ被災自治体など関係諸機関と連携し、被災地及び被災者の方々の支援に全力で取り組み被災者向けの無料電話法律相談を行っております。

つきましては、日本弁護士連合会の下記無料法律相談についてご案内いたします。お気軽にお問い合わせください。

日本弁護士連合会 無料電話法律相談ダイヤル TEL 0120-254-994

受付時間：平日午前11時～午後3時

実施期間：令和2年10月30日（金）

ご厚意ありがとうございました！



新光印刷株式会社
井上裕之 代表取締役

山形県医薬品配置協議会
澤井直人 会長

今月の一枚



7月21日（火）、新庄市の新光印刷株式会社さん（井上裕之 代表取締役）より、布マスクを50枚ご寄贈いただきました。

8月6日（木）、山形県医薬品配置協議会さん（澤井真人 会長）より、栄養ドリンクをご寄贈いただきました。

いただいたマスクと栄養ドリンクについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止や地域福祉のため、有効に活用させていただきます。

戸沢道場が清掃ボランティア

7月24日（金）、戸沢道場の児童生徒たちが、戸沢学園から古口大橋までの範囲の清掃ボランティアを行いました。

清掃ボランティアに参加した児童からは、「缶やペットボトルがたくさん捨てられていてびっくりした。みんなで、少しずつ気を付けていけばいいなと思った。」といった声がありました。



最上峡の自然を満喫！

8月3日（月）、校外学習の一環として戸沢小学校5年生が、最上峡ふるさと村を訪れました。

当日は、河川の状況により児童たちがイカダで川を下ることはできませんでしたが、舟に乗り船頭さんの素敵な最上川舟唄を聴きながら、雄大な最上川を下りました。

その後、ふるさと村に上陸し、「滝つぼすべり」を体験。天然のウォータースライダーを心ゆくまで楽しんでいました。





税金の大切さを学ぶ

8月6日（木）、戸沢学園にて、戸沢中3年生を対象に租税教室が行われました。

当日は、住民税務課の清水蒼生主事が講師を務め、なぜ税金が必要なのか、税金が何に使われているのかを学んでもらい、税金とは「お互い助け合って生活するために、みんなが公平に負担する会費」であるということ説明しました。

将来の戸沢村を担う中学生たちは真剣な眼差しで説明に聞き入っていました。

8月11日（火）、とざわふれあいセンターを会場に『ふくしチャレンジスクール』を開催しました。今回は集まって頂いた小学3年生から5年生の方を対象に「災害時アイラップ炊飯」とパラリンピックの種目である「ボッチャ」を体験しました。

災害時アイラップ炊飯では、チキンライスとシーフードシチューを作りました。空気を抜いて袋を閉じるところが難しかったようで、「材料を袋に入れてゆでただけでこんなに美味くなるんだ」と、感動の様子を見せていました。



ふくしチャレンジスクール



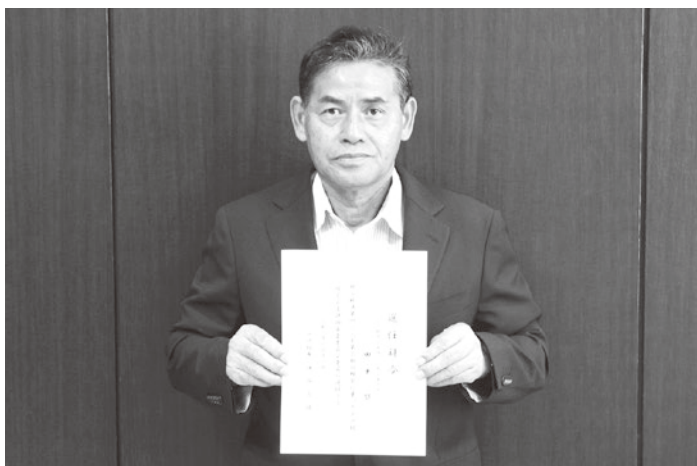
ボッチャは、福祉レクリエーションワーカーの荒木秀一さんを講師に招いて行いました。障害を持ち、四肢の麻痺で車いすに乗っていても行える誰でもできるスポーツです。初めはたどたどしくプレーをしていた子供たちもゲームを進めていくにつれて白熱し、いかに得点を重ねていくかでチーム毎に切磋琢磨していました。最後には自分たちで審判もできるようになりました。

この事業は赤い羽根共同募金の配分金で行っています。

固定資産評価審査委員に田中氏

8月19日（水）、戸沢村役場にて、固定資産評価審査委員辞令交付式が行われ、田中獎さん（上野）に辞令が交付されました。

田中さんには、村とは独立した中立的・専門的な立場から、固定資産課税台帳等の審査を行っていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。



介護保険の仕組み

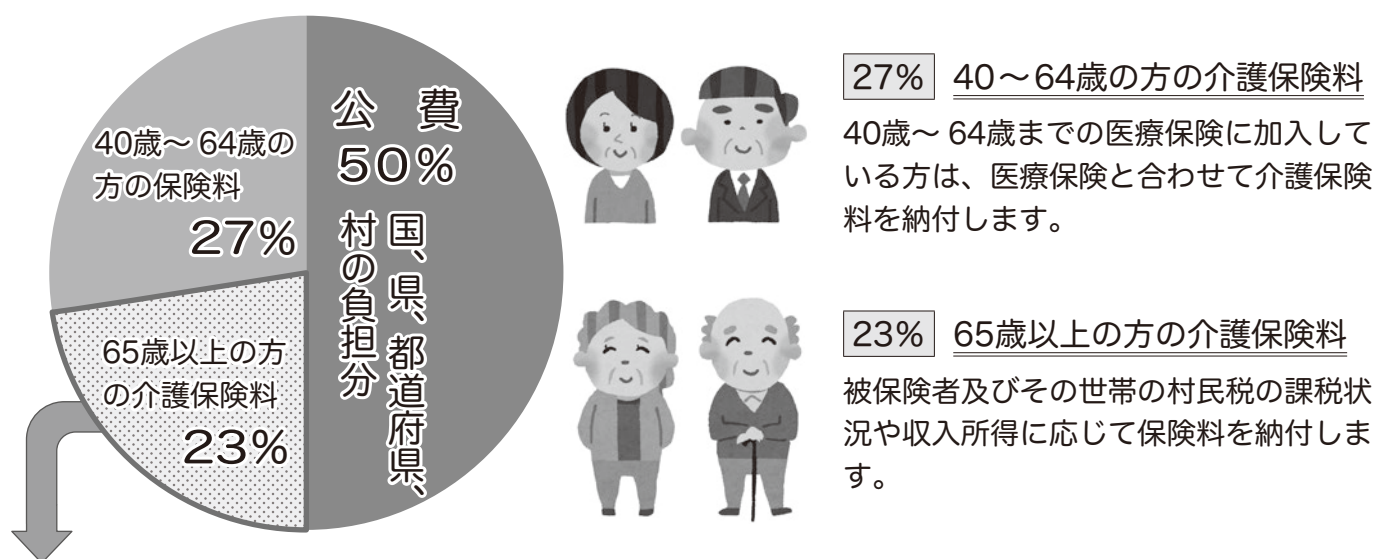
とざわ介護保険通信 ⑤

前号では、介護サービス利用までの流れについてご説明しましたが、今月号では『介護保険料のしくみ』について解説します。

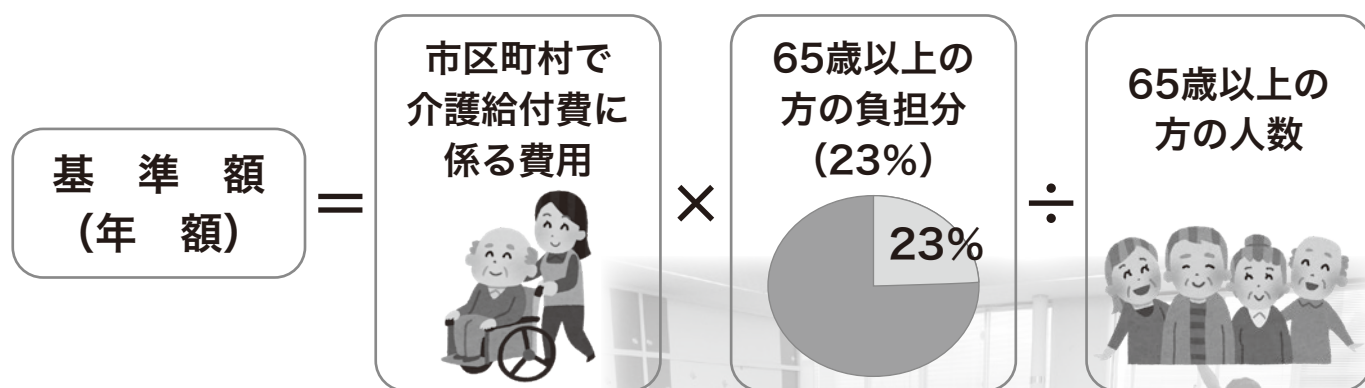
介護保険は、国や都道府県、村が負担する『公費（税金）』と40歳以上の皆さんに納めていただいている介護保険料でまかなわれています。

介護保険の給付のもとになる財源はこの図のような割合で構成されています。

半分は公費、内訳として25%が国から12.5%が山形県から、12.5%が戸沢村から拠出されています。そして、残りの半分の保険料でまかなっています。



65歳以上の方に納めていただく保険料は、介護サービスに必要な費用がまかなえるよう算出された『基準額』をもとに決まります。基準額は、このような計算方法で決まっています。



介護保険料は、基準額をもとに、所得の低い方などの負担が大きくなりすぎないように本人や世帯の課税状況に応じて決まります。介護保険は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みになっています。誰もが安心して介護サービスを利用できるよう、介護保険料は忘れずに納めましょう。

問い合わせ先 健康福祉課医療介護係

TEL 0233-72-2364 (内線142・144)

戸沢村中央公民館図書室

本のススメ vol.90



えほんの森

～わくわくのおはなしかい②～

絵本の読み聞かせや手遊び歌などのイベントを行います。申し込みは不要ですので、気軽にご参加ください。

日時：令和2年9月29日（火）

10：00～（1時間程度）

場所：戸沢村中央公民館図書室

対象：未就学園児（5か月から2歳児）とそのご家族

★おじいちゃん、おばあちゃんとの参加も大歓迎です！



子どもの自己肯定感を高める10の魔法のことば／石田 勝紀



「早くしなさい!」「ちゃんとしなさい!」「勉強しなさい!」。子どもに向かって、毎日こんな言葉をかけてはいませんか？実は、こんな何気ない言葉が子どもの自尊心をつぶしています。親が使う言葉を変えると、子どもの自己肯定感が高まり、学力も驚くほど伸びていきます。魔法のような言葉がけを、ぜひ今日から試してみませんか？

オトナのビーズ刺繍ブローチ／MON PARURE

アクセサリ材料の中でも最もスタンダードなシードビーズを使って、大人の塗り絵を楽しみましょう！作り方はとってもシンプル。全作品、実物大の図案つきです。ぜひ作ってみてくださいね！



ケーキの切れない非行少年たち

／宮口 幸治



児童精神科医である筆者は、多くの非行少年と出会う中で「反省以前の子ども」がたくさんいることに気づく。人口の数十%いるとされる「境界知能」の人々に焦点を当て、困っている彼らを学校・社会生活でこもらないように導く超実践的なメソッドを公開する。

☆☆☆図書POP大募集☆☆☆

絵本、小説、図鑑など、中央公民館図書室にある本なら何でもOKです。好きなシーンやおすすめポイントを、イラストと短い文で紹介してみませんか？POPは「村民おすすめ図書」として、中央公民館1階ロビーと図書室に展示します。良いPOPをたくさん書いてくださった方には、10月の村民フォーラムで表彰、さらにお好きな本を1冊プレゼントさせていただきます。

対象：戸沢村にお住まいの方
もしくは戸沢村に勤務されている方

募集期間：令和2年9月25日まで

★応募用紙は、中央公民館図書室もしくは戸沢村教育委員会で配布しています。

たくさんのご応募お待ちしております。



問い合わせ先 共育課社会教育体育係 TEL 0233-72-2304



集落支援員 奮闘記 Vol.57

集落支援員
鈴木英策さん



今 年も大雨による被害が出ました。2年前に続き、人的被害が出ていないことがせめてもの救いです。県道や国道などは随時復旧し、数日以内にすべて平常に戻りましたが山奥などはそうはいかないようです。

修験道の貴重な立ち寄り場所である淨の滝は、初夏にはヒメサユリが咲き、子供たちとトレッキングなども楽しめる場所でした。
しかし、今回の雨で道の途中が大きく崩落し、車はもちろんのこと徒歩でも行きつくことは難しくなりました。杉の台ルートなどもありますので全くいけないわけではありませんが、こういった歴史的な名所を守っていくこともとても大変なことなのだ改めて感じました。

住民税務課からのお知らせ

「行政困りごと相談」のご案内

行政への苦情・要望・意見・困っていること・気になっていること・納得できないこと・どこに相談すればよいのか分からないことがありましたら、お気軽にご相談ください。

開設日 9月17日(木) 午前9時30分～午前11時30分

開設場所 戸沢村役場1階 住民相談室

相談員 荒川喜一さん(岩清水)

問い合わせ先 住民税務課住民生活係 TEL 0233-72-2326

中央診療所からのお知らせ

「マスク着用」のお願い

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、診察の際は、必ずマスクの着用をお願いいたします。マスクを着用いただけない場合は、診察をお断りする場合もございますので、あらかじめご承知おきください。

皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

問い合わせ先 戸沢村中央診療所 TEL 0233-72-3363

村営住宅入居者募集について

公 募 住 宅	村営住宅真柄団地 101号室
	戸沢村大字古口3001-20
入 居 資 格	村営住宅条例第6条に該当する方で、 1. 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。 (申込時より3ヶ月以内に婚姻し同居できる場合を含みます。) 2. 住宅に困窮していること。 3. 税金などを滞納していないこと。(同居人を含めて) 4. 収入月額が、<u>基準額158,000円以下(※1)</u>であること。 5. 暴力団の構成員でないこと。
家 賃	公営住宅法及び村営住宅条例第15条による月額家賃
	村営住宅真柄団地 15,000円～22,300円
選 考 の 方 法	申込者が多数の場合 村営住宅条例第8条及び10条による公開抽選を行います。
申 込 の 期 間	令和2年9月1日から令和2年9月25日又は入居決定の日まで
入居可能予定日	手続き完了の日から
申 込 先	戸沢村 建設水道課 建設係

※1 収入基準額については、各種要件により算出されますので、申込の際にこちらで計算させていただきます。また、障害者のいる世帯や高齢者のみの世帯、子育て中の世帯などについては、基準額の上限を214,000円まで引き上げる措置があります。その場合、家賃の上限も29,400円まで引き上げられますのでご注意ください。(詳細については申込の際にお尋ねください。)

入居資格・家賃等についての詳しいお問合せは
建設水道課 建設係 まで
72-2547 (内線234)

健康福祉課からのお知らせ

戸沢村外の保育施設等を利用している方への補助金について（お知らせ）

戸沢村では令和2年度から、生後8か月未満のお子様の保育や土曜保育などで戸沢村外の保育施設等を利用している保護者の方の負担軽減のため下記の事業を実施し、利用料について補助を行います。

（１）戸沢村管外保育施設等利用者負担軽減事業

①対象施設と補助の額

対象施設等	補助金の額
・幼稚園 ・認定こども園 ・地域型保育事業 ・届出保育施設 ・企業主導型保育事業	3歳未満児 村内保育所を利用した場合の保育料との差額分 3歳以上児 保護者が負担する保育料金全額
・一時あずかり事業 ・ファミリーサポートセンター	利用料と戸沢村内保育所を利用した場合の保育料を時間あたりに換算した額との差額分

※補助金の額に教材費・共済費等は含みません。

②補助の対象者 ※下記１）と２）に該当し、３）もしくは４）に該当する保護者の方が対象です。

- 1) 戸沢村に住所を有し、現に居住する方
- 2) 村税等（国民健康保険料・各種使用料および保育施設等の利用料）を滞納してない方
- 3) 生後2か月以降から8か月未満の児童が利用した場合
- 4) 戸沢保育所に申し込んでも利用することができない場合

（２）戸沢村すこやか保育事業（多子世帯における保育料負担軽減事業）

①対象施設は、届出保育施設および企業型保育事業となり、無償化の対象児童は含みません。

要件	補助金の額
第2子	対象施設の保育料（月額）の2分の1の額（100円未満の端数は切り捨て）と12,000円のいずれか少ない額
第3子以降	児童1人につき、保育料（月額）と24,000円のいずれか少ない額

②補助の対象者 ※下記１）から４）に全て該当する保護者の方が対象です。

- 1) 届出保育施設および企業型保育事業を利用する多子世帯の保護者の方
- 2) 保育所に同時入所している児童が2人以上いる世帯
- 3) 戸沢村に住所を有し、現に居住する方
- 4) 村税等（国民健康保険料・各種使用料および保育施設等の利用料）を滞納してない方

◎申請締め切りと補助金の振込時期

半期分に分けて申請していただき、振込時期は交付決定日の翌月となります。

- ・前期分（当該年度 4～9月分） 申請書提出期限：当該年度の10月10日まで
- ・後期分（当該年度10～3月分） 申請書提出期限： 翌年度の 4月10日まで

☆（１）と（２）の事業は併用することができます。補助金についてのご連絡は下記までお願いいたします。

《問い合わせ先》

健康福祉課福祉係 TEL 0233-72-2364 FAX 0233-72-2116

東京戸沢会からのお知らせ

東京戸沢会チャリティ物産市の中止が決定しました

東京戸沢会メンバーが中心となり、毎年11月頃に東京都北区赤羽公園にて開催されている東京戸沢会チャリティ物産市が、今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、中止となりました。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

東京戸沢会事務局 東京都八王子市散田町5-26-5
TEL・FAX 042-665-4324

東京戸沢会とは…

最上川舟下りで知られる『山形県戸沢村』の出身者の会で、主に東京近郊在住の方で構成し、会員相互の親睦はもちろん、郷土の発展と交流による郷土愛の高揚を図ることを目的に活動しております。(会員募集中)

— infomation —

お知らせ版
各種イベントや募集案内等のお知らせを紹介します

「いっしょの健康相談統一ダイヤル」

■番号

0570-064-556

期間中は土曜・日曜・祝日も相談をお受けします。なお、自殺予防週間以外は、月曜日から金曜日までの午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで相談をお受けしております(祝祭日・年末年始を除く)。

■受付 9月10日(木)～16日(水)

午前9時～午後5時

■問合 県健康福祉部地域福祉推進課

☎023-630-2268

「令和3年度看護師募集」

■申込期間 8月11日(火)～

9月10日(木) 必着

■採用人数 若干名

■応募方法 募集要項など、試験の詳細は日本赤十字社山形県支部

ホームページ (<http://www.yamagata.jrc.or.jp>) で確認

認願います。

■問合 日本赤十字社山形県支部総務課

☎023-641-1353

「「一ツセミナー」のご案内」

■対象 期自営業者・在職者の方

■定員 10名

■日時 10月14日(水)・21日(水)
午後1時～午後4時(3時間
×2日)

■場所 新庄コアカレッジ

新庄市十日町6162-11

■内容 業務に役立つ表計算ソフトの関数の活用

■参加料 税込2,200円(教材費)

■申込 9月30日(水)まで

■問合 ボリテクセンター山形

☎023-686-2008

「令和2年度後期危険物取扱者試験準備講習会」

■日時 丙種10月14日(水)

乙四類10月15日(木)・16日(金)

いずれも午前9時から午後4時まで

■場所 最上広域消防本部2階会議室

■申込 令和2年10月2日(金)

◆受験申込書は消防署・各支署にて

※後期危険物取扱者試験新庄会場の日程

■日時 11月21日(土)

■場所 県立神室産業高等学校

◆別途申し込みが必要です

■問合 最上地区危険物安全協会

☎0233-225-8776

「福祉のつながりフェアin新庄」

福祉の魅力に触れられる様々な企画をご用意しています。未経験・無資格・シニア世代の方も安心して参加できます。

■日時 10月14日(水)

午後1時～午後4時

■会場 最上広域交流センターゆめり

あ(新庄市多門町1-2)

■入場料 無料

■対象 福祉の仕事に関心のある方

■内容 就職面談会・トークショー・映画上映・各種相談コーナー・福祉機器の展示など

■問合 ハローワーク新庄

☎0233-221-8609

山形県福祉人材センター

☎023-633-7739

「マザーズおしごと相談会in新庄」

就職を考えている子育て中のママが、お気軽に参加していただける「おしごと相談会」です。就職活動前、何かを始めたいと思っている方も大歓迎です！セミナー受講中、ご相談中は保育スタッフがお子さんを見守ります。お子さん連れでおいで下さい。

■日時 10月23日(金)

セミナー：午前10時30分～正午

個別相談：午後1時～午後3時

■場所 ハローワーク新庄(新庄市東谷地田町6-4 新庄合同庁舎内)

■内容

①セミナー「働く準備をしよう」※要予約・受講料無料

②個別相談※予約不要・無料

■問合 マザーズジョブサポート庄内

☎0234-28-8061



アイ・サポート 相談会

目や見え方についての
相談会（0歳から成人ま
で・どなたでも）

相談の内容

- 視覚障がいや視覚障がい教育に関する専門的な知識をもつ相談員が各会場に出向き個別に相談を行います。
- 本人やその家族はもちろん、関係者の方々の相談も受けします。
- 相談時間は1時間程度です。
- 秘密は厳守します。費用は一切かかりません。

こんなことで悩んでいませんか？

- ☆目の前でおもちゃを見せても目で追ったりつかもうとしたりしない。
- ☆視線があわない。
- ☆物にぶつかったりつまずいたりしやすい。
- ☆日ざしをひどくまぶしがる。
- ☆慣れない場所でひどく慎重になる。
- ☆テレビや本などを見ると、極端に顔を近づけたり傾けたりして見る。
- ☆地図などの複雑な図や辞書などの細かな文字を読むときに苦労する。
- ☆細かな目盛りが読めない。
- ☆夜間や、昼間でも薄暗いところでは見えにくい。
- ☆以前より、目が見えなくなった感じがして生活上不自由を感じる... 等
- ☆矯正視力が0.3未満（視力検査D判定）と言われ、今後の生活や学習が心配。

令和2年度の相談日と会場

地区名	相談日	会 場
東 南 村 山	12月 8日（火）	村山総合支庁（山形市）
西 村 山	11月25日（水）	村山総合支庁 西村山地域振興局（寒河江市）
北 村 山	11月16日（月）	村山総合支庁 北村山地域振興局（村山市）
最 上	11月18日（水）	最上広域教育研究センター（新庄市）
東 南 置 賜	12月 7日（月）	置賜総合文化センター（米沢市）
西 置 賜	11月26日（木）	置賜総合支庁 西置賜地域振興局（長井市）
庄 内	12月 1日（火） 2日（水） 3日（木）	庄内教育事務所（三川町）

相談の申し込み

- 別紙申込用紙に記入し、視覚支援センターまで郵送ください。
- 申込締切は、10月8日（木）となっております。締切日を過ぎた場合、お電話にて問い合わせください。

問い合わせ先

視覚支援センター（山形県立山形盲学校内）

〒999-3103 上山市金谷字金ヶ瀬1111番地
TEL：（023）672-4116
アドレス：yyamamo@pref-yamagata.ed.jp

離婚時の年金分割制度のお知らせ

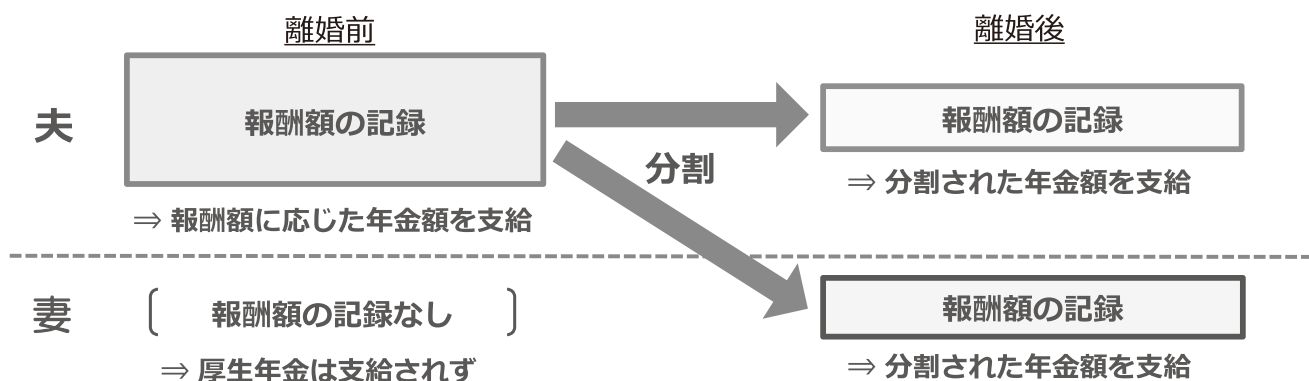
- ▶ 離婚した場合、お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができます。
- ▶ **離婚後2年以内※に手続きを行っていただく必要がある**ので、お早めに、お近くの年金事務所または街角の年金相談センターまでご相談ください。

※ 年金分割割合を定める調停等の長期化により離婚後2年を経過した場合は、調停等の成立日から6ヶ月以内*であれば手続き可能です。 *調停等の成立日が令和2年8月2日以前の場合は1ヶ月以内

離婚時の年金分割のイメージ

- ✓ サラリーマン等が加入する厚生年金は、給与等の報酬の額に応じて保険料を納付し、報酬額の記録に応じて厚生年金が支払われます。
- ✓ 離婚時の年金分割が行われると、婚姻期間中について、厚生年金の支給額の計算の基となる報酬額の記録が分割されることになり、年金額をお二人で分割できます。

【例：サラリーマンの妻である専業主婦であった方の場合（厚生年金）】



年金分割の方法（2種類）

※ いずれの場合も、原則として離婚後2年以内に手続きを行う必要があります。

①合意分割

- ✓ お二人からの請求により、年金を分割できます。
- ✓ 年金分割の割合は、お二人の合意、または、裁判手続によって決定されます。

②3号分割

- ✓ サラリーマンの妻である専業主婦の方など、国民年金第3号被保険者※であった方からの請求により、年金を分割できます。
- ✓ 年金分割の割合は、2分の1ずつとなります。
- ✓ 平成20年4月以降の第3号被保険者期間中の報酬額が分割の対象になります。

※ 厚生年金保険の被保険者または共済組合の組合員の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満の方

年金事務所や年金相談センターの所在地は以下のホームページをご参照ください。
<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

お誕生日おめでとう!!

満一歳児(8月生まれ)

村の将来を担う子どもたちの健やか成長をお祝いするとともに、これからも元気で育ってほしいとの願いを込めて、戸沢村の満一歳になる子どもさんをご紹介します。

今月は、8月に満一歳を迎えた子ども達です。(①ご両親の名前②地区名 ③ご両親からお子様へのメッセージ)



りょうは
矢作 龍 覇 くん

8月1日
生まれ



①矢作 宏 さん

ジュリタ さん

②真柄

③龍覇(りょうは)の名前は、どんな時もたくましく元気に育ってほしいとの願いでつけました。

村の人口と世帯
(7月末現在)

4,375人(+2人)〈男2,092人(±0人)、女2,283人(+3人)〉1,596世帯(+5世帯)※()内の数値は、6月末現在との比較

豪雨の影響により、河川の状態が心配されましたが、アクシデントもなく、無事に淹つぽ滑りを満喫する戸沢小の児童たちを、取材させていただくことができました。満面の笑みを浮かべ、元気に遊ぶ児童たちや、美しい自然に囲まれ、私自身もリフレッシュできた取材となりました。戸沢村には、素敵な自然がいっぱいあるのだと改めて実感したところです。

編集者のコラム Vol.101

編集・発行

広報とざわNO.586

発行日 令和2年9月1日

編集・発行 戸沢村総務課

山形県最上郡戸沢村大字古口270

TEL 0233-72-2111

FAX 0233-72-2116

URL <http://www.vill.tozawa.yamagata.jp/>

(パソコン及び携帯共通)

E-mail: tozawa@vill.tozawa.yamagata.jp



URL



メルアド